（１０）携帯電話基本料金使用料等の割引

問合せ先　各携帯電話会社

障がい者の方に対する携帯電話基本使用料などの割引サービスが行われています。

詳しくは、下記の携帯電話の会社へお問い合わせください。

携帯電話会社名		問い合わせ先
ＮＴＴドコモ	ドコモの携帯電話から	１５１（局番なし）
	一般電話から	０１２０－８００－０００
	ドコモホームページ	http://www.nttdocomo.co.jp/
ａｕ	ａｕの携帯電話から	１５７（局番なし）
	一般電話から	００７７－７－１１１
	ａｕホームページ	http://www.au.com/
ソフトバンク	ソフトバンクの携帯電話から	１５７（局番なし）
	一般電話から	０８００－９１９－０１５７
	ソフトバンクホームページ	https://www.softbank.jp/

（１１）ＮＨＫ放送受信料の免除

問合せ先　福祉課障がい班
市役所総合窓口課
各総合支所地域振興課

世帯主または世帯構成員（※）のどなたかが身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持している世帯のうち、下記基準を満たす場合、受信料が免除されます。（※世帯構成員：免除申請時点におけるその世帯に含まれる構成員）

免除基準	免除割合
・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が世帯構成員であり、世帯全員が市民税（住民税）非課税の場合	全額免除
・視覚・聴覚障害者が世帯主かつ受信契約者の場合 ・身体障害者手帳１級、２級、療育手帳Ａ１、Ａ２、精神障害者保健福祉手帳１級をお持ちの方が世帯主かつ受信契約者の場合	半額免除

○免除申請の流れ

①福祉課障がい班、市役所総合窓口課または各総合支所地域振興課へ証明書の発行を申請します。手帳と印鑑が必要です。

②その証明書を次の宛先へ提出してください。

≪宛先≫　〒850-8603　長崎県長崎市西坂町１－１　ＮＨＫ長崎放送局営業部　宛
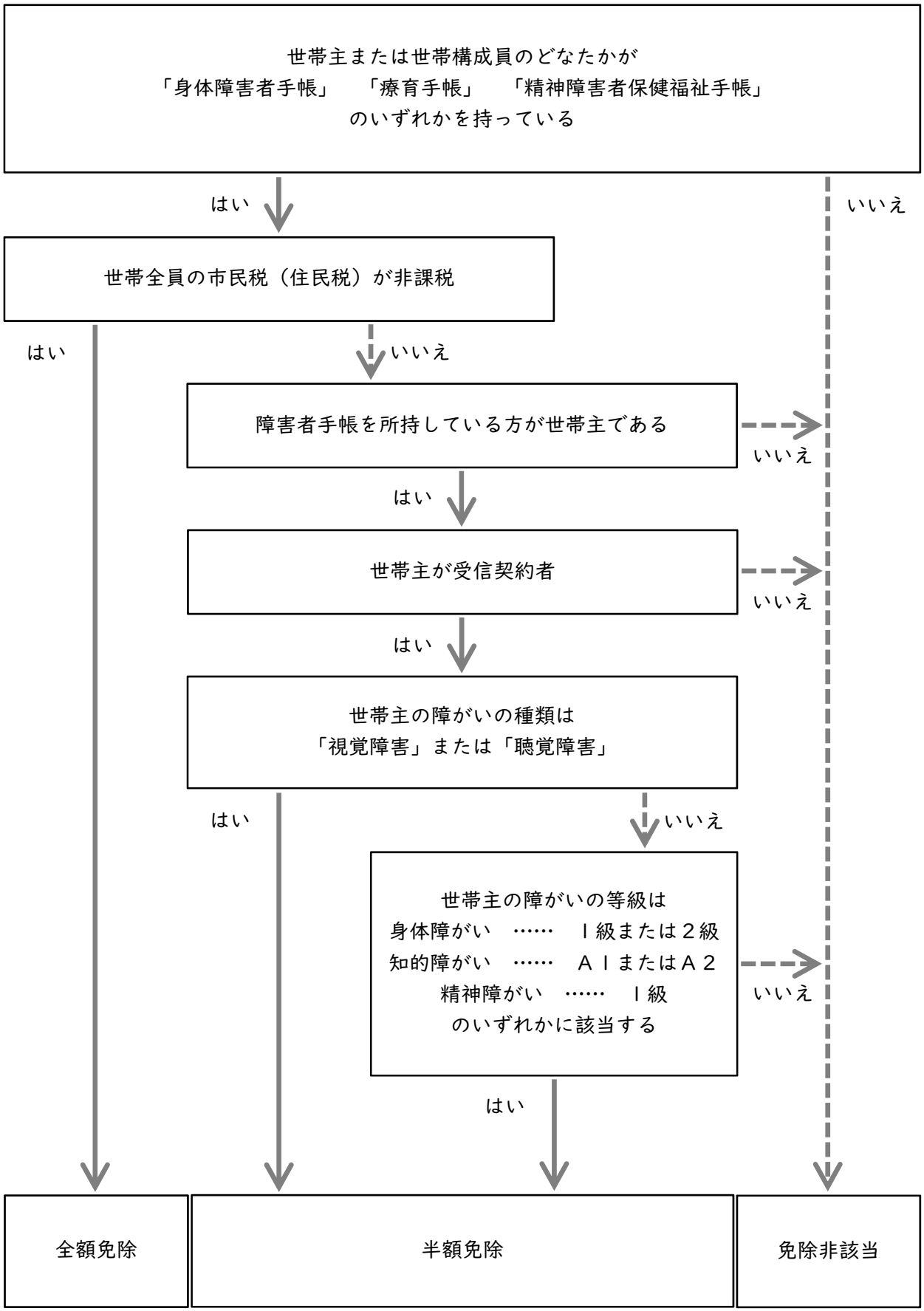
ＮＨＫ放送受信料免除申請フローチャート